

国選弁護等事件を受任される弁護士の方へ

複数事件の弁護活動のために遠距離移動や出張があった場合の按分申告について（注意喚起）

遠距離接見等加算報酬や日当、旅費について按分が要求される事件において、必要な按分がされないと、契約約款に反した過剰支給となってしまいますから、正しい按分申告が必要です。

1回の移動が別件の国選事件(国選弁護事件、国選付添事件、国選被害者参加事件)の遠距離移動や出張を兼ねているときは、**旅費等請求書の申告欄(下記赤枠内)に必ず記入してください。**

日付	目的	<input type="checkbox"/> 出張(番)	<input type="checkbox"/> 接見等(番)	経路	交通機関名	金額	領収書	事務局使用欄		
年 / 月 /	出発地	<input type="checkbox"/> 事務所	<input type="checkbox"/> 自宅*	→		円	<input type="checkbox"/>	直線距離	定額算定	
	目的地			→		円	<input type="checkbox"/>	km	円	
					→		円	<input type="checkbox"/>	経路距離	燃料代
					→		円	<input type="checkbox"/>	km	円
					→		円	<input type="checkbox"/>	基準燃費	遠・加
	乗車地	<input type="checkbox"/> 事務所	<input type="checkbox"/> 自宅*	→		円	<input type="checkbox"/>	km/L	円	
<input type="checkbox"/> 本件と同一の機会に移動をした他の国選事件がある <input type="checkbox"/> 弁護 <input type="checkbox"/> 付添 <input type="checkbox"/> 被害者参加 平成 年()第 号 目的: <input type="checkbox"/> 出張(番) <input type="checkbox"/> 接見等(番) 目的地:				<input type="checkbox"/> 往復路同一の経路を利用した <input type="checkbox"/> 月 日の経路に同じ		計	円	基準価格	按分 /	
								円/L	円	
								遠・出	按分 /	円

他の国選事件との按分申告を漏らすと...



過大請求となり、契約上の措置の対象となることがあります。

訴訟費用負担事件では、被告人から過剰な費用を徴収してしまうこととなります。

報告書提出の前に、もう一度他の国選事件の按分申告漏れがないかご確認ください。